

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、住宅団地の造成事業を行う者をいう。

(2) 住宅団地 居住誘導区域内で、一戸建ての住宅用地を分譲することを目的として形成される一団地の土地をいう。

(3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、居住誘導区域内への移住・定住を促進し、市民が安全、安心して快適に暮らせる住環境の形成を図るため、居住誘導区域内において事業者が行う住宅団地の造成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、居住誘導区域内において3区画以上の住宅団地の造成を行う事業者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
住宅団地の造成に要する経費	住居用区画面積×4,000円/m ²	1,000万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けて住宅団地造成事業を行おうとする事業者は、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出し、協議しなければならない。

- （1） 住宅団地造成に係る設計図書
 - （2） 住宅団地の分譲予定価格の計算書
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （事業計画の認定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着工前30日までに魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 住宅団地造成に係る設計図書
- （3） 住宅団地の分譲予定価格の計算書
- （4） 住宅団地排水対策に関する書類
- （5） 関連する町内会の同意書（意見書）（排水の同意書）
- （6） 土地及び建物の全部事項証明書
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、申請者が次に掲げる者であるときは、当該申請に係る計画を認定しないことができる。

- （1） 市税等を滞納している者
- （2） 建築基準法、都市計画法その他関係法令の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの
- （3） 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

（認定の通知等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定の可否について決定し、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更)

第9条 前条の認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金事業計画変更認定申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(認定計画の中止)

第10条 認定者は、第8条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止しようとするときは、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる造成工事を行ったとき。

(3) 認定を受けた日以後において、第7条第3項各号に該当する者となったとき。

(4) 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該通知のあった日から2年以内に当該事業が完了しないとき。

(交付申請及び実績報告)

第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 住宅団地造成に係る設計図書（竣工図）

(3) 工事写真（着工前、完成、施工状況）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否の決定及び額の確定を行ったときは、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第8号）により、認定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により交付決定通知を受けた者は、補助金の請求をしよ

うとするときは、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第15条 市長は、第13条の規定により交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき又は市長の処分に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和6年3月29日魚津市告示第58号）

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

魚津市長

宛

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 団地の所在地 魚津市 地内
- 2 交付申請予定額 金 _____ 千円
4,000 m²/円 × _____ m²（住居用区画面積）

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

団地の所在地	魚津市	行為面積 (開発面積)	m ²
事業費	千円		
負担区分	市補助金	借入金	自己資金
	千円	千円	千円

団地の概要

団地の名称（仮称）		
住居用区画	総区画数	区画
	総面積	m ²
	1区画（最小面積）	m ²
	1区画（最大面積）	m ²
公共施設	道路	m ²
	公園・緑地	m ²
	防火施設	m ² （基）
その他の区画		m ²
合計		m ²

住居用区画の概要

分譲の形態	宅地分譲	区画
	建売分譲	区画
団地造成予定年月日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
分譲予定年月日	開始	年 月 日
	完了	年 月 日
分譲の価格	m ² 当たり	円/m ²

（注）：変更する場合は、変更前を上段朱書きすること

添付図書

- 1 住宅団地造成に係る設計図書
- 2 住宅団地の分譲予定価格の計算書
- 3 住宅団地排水対策に関する書類
- 4 関連する町内会の同意書（意見書）（排水の同意書）
- 5 土地及び建物の全部事項証明書
- 6 その他市長が必要と認めるもの

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
事業計画認定（不認定）通知書

（申請者）

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました魚津市居住誘導区域住宅
団地造成支援補助金については、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助
金交付要綱第8条の規定に基づき、認定（不認定と）したので通知します。

（不認定の理由）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
事業計画変更認定申請書

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画
について、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付要綱第9条の規
定により、次のとおり申請します。

関係書類

1 変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

2 事業計画書

3 収支予算書

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
事業中止届

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

年 月 日

魚津市長

宛

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 千円
4,000 m²/円 × _____ m²（住居用区画面積）
- 2 認定通知書の番号等 _____ 年 月 日付け 第 _____ 号

様式第7号（第12条関係）

事業実績書

団地の所在地	魚津市	行為面積 (開発面積)	m ²
事業費	千円		
負担区分	市補助金	借入金	自己資金
	千円	千円	千円

団地の概要

団地の名称（仮称）		
住居用区画	総区画数	区画
	総面積	m ²
	1区画（最小面積）	m ²
	1区画（最大面積）	m ²
公共施設	道路	m ²
	公園・緑地	m ²
	防火施設	m ² （基）
その他の区画		m ²
合計		m ²

住居用区画の概要

分譲の形態	宅地分譲	区画
	建売分譲	区画
団地造成期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
分譲年月日	開始	年 月 日
	完了	年 月 日
分譲の価格	m ² 当たり	円/m ²

添付図書

- 1 住宅団地造成に係る設計図書（竣工図）
- 2 工事写真（着工前、完成、施工状況）
- 3 その他市長が必要と認めるもの

様式第 8 号（第 13 条関係）
魚津市指令 第 号

（申請者）
氏名又は名称及び代表者名

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金交付決定兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市居住誘導区域住宅
団地造成支援補助金について、次のとおり決定したので、魚津市居住誘導区
域住宅団地造成支援補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します
補助金額

円

交付条件

2 交付しません。
交付しない理由

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金
請求書

魚津市長 宛

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
連絡先（電話）

請求金額 円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市居住誘導区域住宅団地造成支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通		口座番号					
	2 当座							
	3 その他()							